

投資運用業の人的要件について(不動産投資顧問業登録規程の活用について)①

金融商品取引法

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ～ハ (略)

ニ 金融商品取引業(投資助言・代理業を除く。)を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

金融商品取引業等に関する内閣府令

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ニ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一～四 (略)

五 不動産関連特定投資運用業(※1)を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

※1 不動産関連特定投資運用業

投資運用業(法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係る同号に掲げる行為(※2)及び同項第十四号に掲げる行為(※3)を行う業務を除く。)のうち、不動産信託受益権又は組合契約、匿名組合契約若しくは投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものを投資の対象とするものをいう(金融商品取引業等に関する内閣府令第七条第七号)。

投資運用業の人的要件について(不動産投資顧問業登録規程の活用について)②

※2 法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係る同号に掲げる行為

次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用(その指図を含む。以下同じ。)を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第百八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ (略)

※3 同項第十四号に掲げる行為

金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券(投信法に規定する投資信託の受益証券)に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。)

不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件(金融庁告示第五十四号)

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第十三条第五号及び第四十九条第五号の規定に基づき、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。

平成十九年八月十七日 金融庁長官佐藤 隆文

不動産投資顧問業登録規程(平成十二年建設省告示第千八百二十八号)第三条第一項の総合不動産投資顧問業者としての登録を受けている者であること、又はその人的構成に照らして、当該登録を受けている者と同程度に不動産関連特定投資運用業を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であると認められること。